# 付属書A 各種参考資料

番号	内容	ページ数
01	法令で規定される産業廃棄物	2
02	産業廃棄物収集運搬業の許可の基準	4
03	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準	6
04	産業廃棄物処理基準(産業廃棄物の収集・運搬基準)	8
05	特別管理産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準)	14
06	産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口	19
07	産業廃棄物処理施設設置に係る関係法令チェックシート	21
08	債務超過とは	23

# 法令で規定される産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び同法施行令(昭和 46 年政令第 300 号)で定める産業 廃棄物は、事業活動に伴って生じたものであって次のものをいう。

	No.	種類	対 象		
	1	燃え殻	すべての事業活動から生じる廃棄物		
産	2	汚泥	すべての事業活動から生じる廃棄物		
業	3	廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物		
廃	4	廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物		
棄	5	廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物		
物	6	廃プラスチック	すべての事業活動から生じる廃棄物		
193	7	紙くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物		
			・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの) ・パルプ、紙、紙加工品の製造業 ・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの) ・出版業(印刷出版を行うもの) ・製本業 ・印刷物加工業		
			事業活動から生じる廃棄物で PCB が塗布され、又は染み込んだもの		
	8	木くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物		
			・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの) ・木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む) ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業		
			事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの 貨物流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用 した梱包材を含む)		
	9	繊維くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物		
			・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの) ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)		
			事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの		
	10	動植物性残さ	特定業種の事業活動から生じる廃棄物		
			・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・香料製造業 ・香料製造業		
	11)	動物系固形不要物	特定業種の事業活動から生じる廃棄物		
			・と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)に規定すると畜場 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法 律第 70 号)に規定する食鳥処理場で、とさつ・解体した獣畜又 は食鳥処理した食鳥に係る固形状の廃棄物		
	12	ゴムくず	すべての事業活動から生じる廃棄物		
	13	金属くず	すべての事業活動から生じる廃棄物		
	1	1			

	No.	種類	対象		
産業	14)	ガラスくず・コンクリート くず(工作物の新築、改築 又は除去に伴って生じた ものを除く。)及び陶磁器 くず	すべての事業活動から生じる廃棄物 ただし、「コンクリートくず」にあっては、工作物の新築、改築又は除去に伴っ て生じたものを除く。		
廃	15)	鉱さい	すべての事業活動から生じる廃棄物		
棄	16	がれき類	特定行為から生じる廃棄物		
物			・工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート破片等		
	17)	動物のふん尿 (家畜のふん尿)	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ・畜産農業		
	18	動物の死体	特定業種の事業活動から生じる廃棄物		
		(家畜の死体)	・畜産農業		
	19	ばいじん	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの		
	20	政令第2条第 13 号に規定 する産業廃棄物	コンクリート固形化物など		
	1	廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物(揮発油類、灯油類、軽油類)		
特	2	廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物 (pH2.0以下のもの)		
別	3	廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物 (pH12.5以上のもの)		
管	4	感染性産業廃棄物	病院、診療所、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健 施設等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又 はこれらのおそれのある廃棄物		
理産	(5)	特定有害産業廃棄物	a 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物 (※) b 廃水銀等及びその処理物 c 指定下水道汚泥 (※) d 鉱さい (重金属等を一定濃度以上含むもの) (※)		
業廃			e 廃石綿等 f 水銀又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むばいじん(※)		
棄			g カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むばいじん及び		
物			燃え殻 (※)		
物					
			※これらを処分するために処理したもの(基準に適合しないものに限る)を含む		

# 産業廃棄物 収集運搬業 または 処理業の許可の基準

(令和2年10月現在)

条文	項	号		記 載 内 容 等
	5			都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでな
法第14条				ければ、許可をしてはならない。
1   その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行う		その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りうるものとして環境省令(規則第10条)で定める基準に適合するものであること。		
				施設に係る基準
規則第10条		1	イ	産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬 施設を有すること。
			口	積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう に必要な措置を講じた施設であること。
		2		申請者の能力に係る基準
			イ	産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
				産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
I	5	2		申請者が次のいずれにも該当しないこと。
法第14条		2	1	第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
12/1/11/1				暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
			ハ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当する もの
			Ξ	法人でその役員又は政令(政令第6条の10で規定する政令第4条の7)で定める使用人のうちにイ又は口のいず れかに該当する者のあるもの
			ホ	個人で政令(政令第6条の10で規定する政令第4条の7)で定める使用人のうちにイ又は口のいずれかに該当する者のあるもの
			$\sim$	暴力団員等がその事業活動を支配する者
	5	4	イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
法第7条			П	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
				禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
				この法律、浄化槽法 (昭和58年法律第43号) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令 (政令第4条の6
				)で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法 (明治 40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為 等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
				第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第十五条 の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者のかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。) 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事
			<u>۲</u>	業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないものへに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

参考文献:「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(資料編)」 ((公財)日本産業廃棄物処理振興センター)

## ※政令第4条の6

法第7条第5項第4号二に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- 二 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)

- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)
- 四 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- 五 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)
- 六 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成4年法律第108号)
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号)

#### ※政令第4条の7

法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しく は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

#### ※省令第2条の2の2

法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

# 特別管理産業廃棄物 収集運搬業 または 処理業の許可の基準 (令和 2 年 10 月現在)

条文	項	号		記 載 内 容 等
法第14条の4	5	Ť		都道府県知事は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請が次の各号に適当していると認めるときでなけ
				れば、許可をしてはならない。
		1		その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りうるものとして環
				境省令(規則第10条の13)で定める基準に適合するものであること。
規則第10				施設に係る基準
条の13		1	イ	特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その
				他の運搬施設を有すること。
			口	廃油(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)、廃酸(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)又は廃ア
又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当調			ルカリ(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸	
				適する運搬施設を有すること。
			/\	感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の 運搬施設を有すること。
				廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等
				が備え付けられた運搬施設を有すること。
			ホ	その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別
				管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。
			^	積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散し
				ないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他のものが混入するおそれのないように仕切り等が
				設けられている施設であること。
				申請者の能力に係る基準
		2	イ	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
			口	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次
				に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。
				(1) 当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に関し特に注意すべき事項
				(2)当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に応じた取扱い (3)事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
				(4)緊急時における連絡の方法
			/\	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
法第14条の4	5	2		申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
法第14条	5	2	イ	第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下				
			団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」	
				という。)
もの = 法人でその役員又は制令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれ		ハ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又は口のいずれかに該当する	
			法人でその役員又は制令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの	
			ホ	個人で政令(政令第6条の10で規定する政令第4条の7)で定める使用人のうちにイ又は口のいずれかに該当す
			_	る者のあるもの 暴力団員等がその事業活動を支配する者
法第7条	_	4	1	※力団員寺がその事業活動を文配する有 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
仏第1末	5	4		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
				数盤子板開始が人だと支がく複雑を行ない日   禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
			=	この法律、浄化槽法 (昭和58年法律第43号) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令(政令第4条の6
				)で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
				(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法 (明治
				40年法律第45号)第204条 、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為
				等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行
			<u> </u>	を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
			ホ	第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の二の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の二第一項(第四号に
				係る部分を除く。) 若しくは第二項 (これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。
				) 又は浄化槽法第四十一条第二項 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号
				(国际計りを取り付された有が伝人とめる場合(第七米の四第 項第二万人は第十四米の二の一第 項第二万   (第十四条の六において準用する場合を含む。) に該当することにより許可が取り消された場合を除く。) に
				おいては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第十五条 の規定による通知があ
				つた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、
				相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執
				行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五
				第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
				を含む。)
			^	第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の相合による子の取消しの処分に係る行政手続法
				第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に第7条
				の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ、)の規定による一般廃棄物差しくけ産業廃棄物の収集差しくけ運搬差しくけ処分の事業のいずれかの事
		<u> </u>	1	同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事

条文	項	号		記 載 内 容 等
				業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
			<u>۲</u>	へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
			チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

参考文献:「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(資料編)」 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター)

# 産業廃棄物処理基準 (産業廃棄物の収集・運搬基準)

(令和2年10月現在)

省 令 잰 슦

- (政令:施行令第6条第1項第1号、第3条第1号)
- ◎産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。
- 1 収集又は運搬は、次のように行うこと。
- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環 境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずるこ と。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合に は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必 要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物 が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない ものであること。
- 4 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、 搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外 側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で 定める書面を備え付けておくこと。

(環境省令:規則第7条の2)

- 環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運 1 政令の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、 それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋 の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮明に 表示することにより行うものとする。
  - (1) 事業者 氏名又は名称
  - (2) 市町村又は都道府県 市町村又は都道府県の名称
  - (3) 産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び許可番号
  - 2 政令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、そ れぞれ当該各号に定めるものとする。
  - (1) 事業者 次に掲げる事項を記載した書面
    - イ 氏名又は名称及び住所
    - ロ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
    - ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業 場の名称、所在地及び連絡先
    - ニ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
  - (2) 市町村又は都道府県 当該市町村又は都道府県がその事 務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供す る船舶であることを証する書面
  - (3) 産業廃棄物収集運搬業者 規則第10条の2に規定する許 可証の写し及び法第12条の3第1項の規定による産業廃棄 物管理票
  - (4) 産業廃棄物収集運搬業者であつて、電子情報処理組織使 用義務者又は電子情報処理組織使用事業者からその産業 廃棄物の運搬を受託した者(電子情報処理組織を使用し、 情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終 了した旨を報告することを求められた者に限る。) 則第10条の2に規定する許可証の写し、第8条の31に規定 する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よつては認識することができない方式で作られる記録で あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。ただし、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算 機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場 合に限る。)
    - イ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
    - ロ 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称
    - ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業 場の名称及び連絡先
    - ニ 運搬先の事業場の名称及び連絡先
  - (5) 前号に掲げる者であつて、随時必要な連絡を行うことが

Th A		<i>"</i>
政令		省 令 できる設備又は器具(以下「連絡設備等」という。)を
		用いて同号イから二までに掲げる事項を確認できる者 第10条の2に規定する許可証の写し及び第8条の31に規定する書面の写し (6) 法第21条の3第3項に規定する場合において第18条の2に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人 当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証す
		(法第21条の3第3項) 3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第7条第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第1項、第14条の4第1項及び第19条の3(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。(環境省令:規則第18条の2)  一次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。)であるものイ建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が五百万円以下であるものロ引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であつて、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が五百万円以下であるも
		の 次のように運搬される廃棄物であるもの イ 一回当たりに運搬される廃棄物であるもの イ 一回当たりに運搬される量が一立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県 又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設 (積替え又は保管の場所を含み、元請業者(法第21条の3第1項 に規定する元請業者をいう。)が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの
5 運搬車の車体の外側に、環境省で産業廃棄物の収集又は運搬の用いの他の事項を見やすいように表示環境省令で定める書面を備え付い	に供する運搬車である旨そ 示し、かつ、当該運搬車に	1 政令の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、
		2 表示する事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する 運搬車である旨については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字、それ以外の 事項については、日本工業規格Z8305に規定する9 0ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない

なければならない。

政 令 省 令

6 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるもの(以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

(環境省令:規則第7条の2の3)

政令の規定による環境省令で定める石綿が含まれている 産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じ た産業廃棄物であつて、石綿をその重量の○・ーパーセン トを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)とする。

#### (環境省令:規則第7条の2の4)

政令の水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつたものとする。

- 1 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であつて別表第四に掲げるもの
- 2 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて 製造される水銀使用製品(別表第四下欄に×印のあるも のに係るものを除く。)
- 3 前二号に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用 に関する表示がされている水銀使用製品

#### 別表第四(第七条の二の四関係)

別表形	四(第七条の二の四関係)				
	水銀電池				
=	空氛亜鉛電池				
Ξ	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×			
四	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	х			
五	HIDランプ (高輝度放電ランプ)	х			
<u>大</u>	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×			
t	農業				
<u> </u>	象圧計				
<u>1</u>	湿度計				
+	液柱形圧力計				
+-	弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	×			
+=	圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	×			
+ <b>三</b>	真空計	×			
十四	ガラス製温度計				
十五	水銀充満圧力式温度計	×			
十六	水銀体温計				
+七	水銀式血圧計				
十八	温度定点セル				
十九	顔料	×			
=+	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)				
	灯台の回転装置				
	水銀トリム・ヒール調整装置				
	放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ラ	×			
	ンプ及びHIDランプを含む。) を除く。)				
	水銀抵抗原器				
	差圧式流量計				
<u>二十六</u>	傾斜計				
	水銀圧入法測定装置				
	周波数標準機	х			
<u>二十九</u>	ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)				
	容積形力計				
	海下水銀電極				
<u>=+=</u>	参照電極				
= 4 =	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は選元して気化するものに限る。)				
	握力計				
三十五					
	水銀の製剤	-			
	塩化第一水銀の製剤	$\vdash$			
	塩化第二水銀の製剤				
	よう化第二水銀の製剤	$\vdash$			
	3.0 にお二小飯の製剤 硝酸第一水銀の製剤	Н			
	間酸第二水銀の製剤				
	対版お二小級の製剤   チオシアン酸第二水銀の製剤				
		$\vdash$			
	酢酸フェニル水銀の製剤  -九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの	щ			
	に限り×印に数当する。				

잰 令 令

- 7 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の 積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこ
- (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地 下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を 講ずること。
- (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその 他の害虫が発生しないようにすること。
- 8 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替 えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄 物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するお それのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずる こと。
- 9 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によるほか、当該保 管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、 当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7 する。 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- (1) 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え (環境省令で 定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、 行つてはならないこと。

- (2) 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - (イ) 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲 いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対 して構造耐力上安全であるものに限る。) が設けられ ていること。
  - (ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業 廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産 設けられていること。

- ロ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地 下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げ る措置を構ずること。
- (4) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場 合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水

(環境省令:規則第7条の4)

政令の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりと

- 1 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該 産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物 に係る積替えのための保管上限を上回るとき
- 2 使用済自動車等を保管する場合

(環境省令:規則第1条の4)

政令の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりと

- 1 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められてい ること。
- 2 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適 切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 3 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬 出すること。

(環境省令:規則第7条の3)

政令の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上で 業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が あり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければなら ない

- (1) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有 産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばい じん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- (2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合 にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの
- (4) 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄 物の数量

令

の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を 設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(n) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

잰

(ハ) その他必要な措置

(環境省令:規則第1条の6)

政令の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

슦

- 1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合(3及び4に掲げる場合を除く。)当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- 2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合、次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ
- (1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接 負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつ ては、その下端)(以下この条において「基準線」とい う。)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次のアに規定する 高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分 がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうち いずれか低いもの)
  - ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水 平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点まで の高さ
  - イ 前号に規定する高さ
- (2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの)
  - ア 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該 保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し 上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が二以 上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)まで の高さ
  - イ 前号に規定する高さ
- 3 使用済自動車(使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自 動車をいう。)及び解体自動車(同法第2条第3項に規定 する解体自動車であつて、同法第16条第4項ただし書又は 第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者 (同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利 用者をいう。)に引き渡されたものを除く。)のうち圧 縮していないもの(以下「使用済自動車等」という。) を保管する場合(次号に掲げる場合を除く。)、次の(1) 及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高 さ
- (1) 当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。(2)において同じ。)から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ
- (2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に 水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意

政	省
	の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高 さ
	4 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済 自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限 る。)を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出 入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずる おそれのない高さ
ハ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその 他の害虫が発生しないようにすること。	
10 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	
(政令:施行令第6条第2項) ◎ 輸入された廃棄物であって事業活動以外から生じたものの 収集・運搬に当たっては、一般廃棄物の収集・運搬の基準 によること。	

参考文献:「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(資料編)」 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター

## 特別管理産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準)

(令和2年10月現在)

令 政 令 省

(政令:施行令第6条の5第1項第1号)

◎ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては次に よること。

(施行令第3条第1号イ、ロ、二)

- 1 収集又は運搬は、次のように行うこと。
- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように すること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活 環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ず
- 2 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設 置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそ れのないように必要な措置を講ずること。
- 3 船舶を用いて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行 棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他 の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、か つ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けてお くこと。

(環境省令:規則第8条の5の2)

- う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃 1 政令の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従 い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により 船橋の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮 明に表示することにより行うものとする。
  - (1) 事業者 氏名又は名称
  - (2) 市町村又は都道府県 市町村又は都道府県の名称
  - (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び 許可番号
  - 2 政令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、そ れぞれ当該各号に定めるものとする。
  - (1) 事業者 次に掲げる事項を記載した書面
    - イ 氏名又は名称及び住所
    - ロ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
    - ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事 業場の名称、所在地及び連絡先
    - ニ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
  - (2) 市町村又は都道府県 当該市町村又は都道府県がその 事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に 供する船舶であることを証する書面
  - (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 規則第10条の14に 規定する許可証の写し及び法第12条の3第1項の規定に よる産業廃棄物管理票
  - (4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者であつて、電子情報 処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者 からその特別管理産業廃棄物の運搬を受託した者(電子 情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当 該特別管理産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告する ことを求められた者に限る。) 規則第10条の14に規定 する許可証の写し、第8条の31に規定する書面の写し及 び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子 的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識する ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算 機による情報処理の用に供されるものをいう。ただし、 当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器 を用いて直ちに表示することができる場合に限る。)
    - イ 運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び数
    - ロ 当該特別管理産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名 又は名称
    - ハ 運搬する特別管理産業廃棄物を積載した日並びに積 載した事業場の名称及び連絡先
    - ニ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

政 令

- 4 収集又は運搬は、次のように行うこと。
- (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に 係る被害が生じないようにすること。
- (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれ のないように、他の物と区分して収集し、又は運搬す ること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全とする。 上支障を生じないものとして環境省令で定める場合 は、この限りでない。
- 5 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、 及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないもので あること。
- 6 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又 は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の 保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして 環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 7 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特 別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事 項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。たとする。 だし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該 1 収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類 事項が表示されている場合は、この限りでない。
- 8 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物若しくはPCB 処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、 次によること。
- (1) 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- (2) 収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省 令で定める構造を有するものであること。

- 9 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によ
- (1) 積替えの場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出 し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう に必要な措置を講ずること。
- (2) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえそ の他の害虫が発生しないようにすること。
- (3) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇 (環境省令:規則第1条の12) 所に特別管理産業廃棄物の積替えの場所であることそ の他の環境省令で定める事項の表示がされている場所 とする。 で行うこと。

(5) 前号に掲げる者であつて、随時必要な連絡を行うこと ができる設備又は器具(以下「連絡設備等」という。) を用いて同号イから二までに掲げる事項を確認できる 者規則第10条の14に規定する許可証の写し及び第8条の 31に規定する書面の写し

(環境省令:規則第8条の6)

政令の規定による環境省令で定める場合は、次のとおり

- 1 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合してい る場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するお それのない場合
- 2 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃 棄物であり廃水銀とが混合している場合であって当該廃棄 物以外の物が混入するおそれのない場合

(環境省令:規則第8条の7)

政令の規定による環境省令で定める場合は、消防法(昭 和23年法律第186号) 第2条第7項に規定する危険物である特 別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令(昭和34 年政令第306号) 第3条第3号に規定する移送取扱所において 収集又は運搬する場合とする。

(環境省令:規則第1条の10)

政令の規定による環境省令で定める事項は、次のとおり

- 2 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事

(環境省令:規則第1条の11、規則第1条の11の2)

政令の規定による環境省令で定める構造は、次のとおり とする。

- 1 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必 要な措置が講じられていること。
- 2 収納しやすいこと。
- 3 損傷しにくいこと。
- 4 廃水銀等又は感染性産業廃棄物に係る環境省令で定め る構造は、2及び3の規定の例によるほか、密閉できること とする。

政令の規定による環境省令で定める事項は、次のとおり

1 特別管理産業廃棄物の積替えの場所であること。

政

- 2 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
- 3 積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (4) 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物 と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必 要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又はとする。 で定める場合は、この限りでない。
  - (環境省令:規則第8条の9) 政令の規定による環境省令で定める場合は、次のとおり

生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令 1 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合してい

- る場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するお それのない場合
- 2 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃 棄物であり廃水銀とが混合している場合であって当該廃棄 物以外の物が混入するおそれのない場合とする。
- (5) (3) 及び(4) に定めるもののほか、当該特別管理産業廃 棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずるこ

#### (環境省令:規則第8条の10)

政令の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理 物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃 油又はPCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCBの揮発の 防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又は PCB処理物が高温にさらされないために必要な措置
- 2 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物等 の腐食の防止のために必要な措置
- 3 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、 容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の 腐敗の防止のために必要な措置
- 10 特別管理産業廃棄物の保管は、特別管理産業廃棄物の 積替え (環境省令で定める基準に適合するものに限 る。)を行う場合を除き、行つてはならないこと。た とする。 この限りでない。

### (環境省令:規則第8条の8)

政令の規定による環境省令で定める基準は、次のとおり

- だし、廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物については、1 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められてい ること。
  - 2 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所に おいて適切に保管できる量を超えるものでないこと。
  - 3 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じな いうちに搬出すること。

## 11 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次による ほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環 境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における 一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数 量を超えないようにすること。

## (環境省令:規則第8条の10の3)

政令の環境省令で定める場合は、船舶を用いて特別管理 産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該特別管理産業廃 棄物に係る当該船舶の積載量が、当該特別管理産業廃棄物 に係る積替えのための保管上限を上回るときとする。

- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - イ 周囲に囲い (保管する特別管理産業廃棄物の荷重が 直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、 当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限 る。) が設けられていること。
  - ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に特 別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所であ る旨その他特別管理産業廃棄物の保管に関し必要な 事項を表示した掲示板が設けられていること。

#### (環境省令:規則第8条の10の2)

政令の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上 であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければ ならない。

- 1 保管する特別管理産業廃棄物の種類
- 2 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 3 屋外において特別管理廃棄物を容器を用いずに保管す る場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のも
- 4 当該保管の場所において保管することができる特別管 理産業廃棄物の数量を表示したものでなければならな

(2) 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出 し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう 政 省 令

に次に掲げる措置を構ずること。

- イ 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそ れがある場合にあつては、当該汚水による公共の水 域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝 その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の 材料で覆うこと。
- ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに 保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理 産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えな 掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。 いようにすること。

(環境省令:規則第1条の6)

政令の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に

- 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接 かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷 部分」という。)がない場合(3及び4に掲げる場合を除 く。) 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、 当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当 該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下 端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水 平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該 交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いも の) までの高さ
- 2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次のイ及 びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ
- イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接 負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあ つては、その下端)(以下この条において「基準線」と いう。) から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部 分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規 定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でな い部分がある場合にあつては、(1)又は(2)に規定する高 さのうちいずれか低いもの)
  - (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への 水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点 までの高さ
  - (2) 前号に規定する高さ
- ロ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える 部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の (1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷 部分でない部分がある場合にあつては、(1)又は(2) に規定する高さのうちいずれか低いもの)
  - (1) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当 該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に 対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点 が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いも の) までの高さ
  - (2) 前号に規定する高さ
- 3 使用済自動車(使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自 動車をいう。) 及び解体自動車 (同法第2条第3項に規定 する解体自動車であつて、同法第16条第4項ただし書又 は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利 用者(同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車 全部利用者をいう。)に引き渡されたものを除く。)の うち圧縮していないもの(以下「使用済自動車等」とい う。)を保管する場合(次号に掲げる場合を除く。)次 のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める
- イ 当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接し ていない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長し た面と地盤面との交線。ロにおいて同じ。) から当該保 管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の

政	省 令
	部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ ロ 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ
ハ その他必要な措置	4 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済 自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに 限る。)を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬 出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ず るおそれのない高さ
(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 (4) 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。	
(5) (4)に定めるもののほか、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。	(環境省令:規則第8条の10) 政令の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。 1 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はPCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置 2 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置 3 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

参考文献:「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(資料編)」 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター

# 産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口

(令和3年4月時点)

下記関係法令は、産業廃棄物処理施設設置に関連する主なものを掲載しており、設置する施設によっては対象とならない場合があります。また、下記以外の関係法令・条文が適用される場合があります。

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
国土利用計画法	第 23 条(権利の移転等の届出)	各市役所・町村役場
都市計画法	第29条(開発行為許可申請)	①鳥取市・米子市・倉吉市の各市役所、三朝町・湯梨 浜町・北栄町・琴浦町の各町役場 ②上記以外の市町村:東部建築住宅事務所、中部・西 部総合事務所環境建築局、鳥取・八頭県土整備事務所、 中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター 日野県土整備局
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	県庁空港港湾課(港湾(境港以外)、漁港)、境港管理組合(境港のみ)、県庁河川課(港湾、漁港以外)
建築基準法	第6条(建築確認申請)	特定行政庁(鳥取市・米子市・倉吉市・境港市(4号
	第51条(ただし書き許可申請)	建築物に限る)の各市役所、東部建築住宅事務所、中 部・西部総合事務所環境建築局)
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	市町村農業委員会
	第5条(転用目的での権利移動の許可申請・ 届出)	
農業振興地域の整	第13条(農業振興地域整備計画の変更)	市町村農業委員会
備に関する法律	第15条の2(開発行為の許可申請)	
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)	東部・中部・西部総合事務所県土整備局
	第8条(海岸保全区域の開発行為の許可申 請)	
港湾法	第 37 条 (港湾区域・港湾隣接地域の工事等	県庁空港港湾課
	の許可申請)	
	第 38 条の 2(臨港地区内における行為の届出)	
道路法	第32条(道路の占用の許可申請)	道路管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河 川国道事務所、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西 部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土 整備局
漁港漁場整備法	第 39 条(工作物建設等の許可)	県庁空港港湾課
河川法	第 24 条(河川区域の占有許可申請)	河川管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河
	第 26 条 (河川区域の工作物の新築等の許可申請)	川国道事務所・日野川河川事務所、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振
	第 27 条 (河川区域の土地の掘削等の許可申請)	興センター日野県土整備局、各市役所・町村役場)
	第 55 条 (河川保全区域における行為の許可申請	
	第57条 (河川予定地における行為の許可申請)	
急傾斜地の崩壊に	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県
よる災害の防止に 関する法律	行為の許可申請)	土整備局、日野振興センター日野県土整備局
地すべり等防止法	第 18 条 (地すべり防止区域における行為の 許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県 土整備局、日野振興センター日野県土整備局
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申 請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県 土整備局、日野振興センター日野県土整備局
採石法	第33条の5第2項(軽微な変更)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県 土整備局、日野振興センター日野県土整備局
森林法	第10条の2 (開発行為の許可)	東部農林事務所、各総合事務所農林局、日野振興セン
	第27条(保安林の指定解除申請)	ター日野振興局
	第34条(保安林における立木伐採の許可申 請)	

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
土地改良法施行令	第 59 条 (他目的への使用等承認申請)	各地区土地改良区
土地区画整理法	第76条 (土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	各市役所・町村役場
文化財保護法	第 93 条 (周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の 届出) 第 125 条 (現状変更等の許可申請)	各市町村教育委員会
自然公園法	第 20 条の 3 (特別地域における行為の許可申請) 第 33 条 (普通地域における行為の届出)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、 日野振興センター日野振興局
自然環境保全法	第25条(特別地区における行為の許可申請) 第27条(海中特別地区における行為の許可申請) 第28条(普通地区における行為の届出)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、 日野振興センター日野振興局
都市公園法	第6条(都市公園の占用の許可申請)	県立都市公園:緑豊かな自然課、中部・西部総合事務 所環境建築局 市町村立都市公園:各市役所・町村役場
鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律	第29条(特別保護地区における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局
消防法	第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出) 第9条の4(指定可燃物の届出) 第11条(危険物貯蔵所等の設置許可申請)	各東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと 広域連合消防局
火災予防条例	各条例に定める届出等	東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局
国有財産法	第8条(国有財産の引継:国有財産の用途 廃止申請)	各市町村
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2 (高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	県庁消防防災課
電気事業法	第53条(自家用電気工作物の使用の開始の 届出)	中国経済産業保安監督部電力安全課
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村:環境立県推進課、中部・西部 総合事務所環境建築局
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村:水環境保全課、中部・西部総 合事務所環境建築局
土壤汚染対策法	第4条(一定の規模以上の地土地の形質変 更の届出)	①鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町:鳥取市 ②その他の市町村:中部・西部総合事務所環境建築局
騒音規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	各市役所・町村役場
振動規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	各市役所・町村役場
ダイオキシン類対 策特別措置法	第12条(特定施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村:環境立県推進課、中部・西部 総合事務所環境建築局
下水道法	第 11 条の 2 (使用の開始等の届出) 第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)	下水道管理者(各市町村、天神川広域下水道公社等)
景観法	第 16 条 (景観計画区域における特定行為の 届出)	①鳥取市、②倉吉市、③米子市、④三朝町 ⑤その他の市町村:東部建築住宅事務所、中部・西部 総合事務所環境建築局
鳥取県税条例	第 221 条 (産業廃棄物処分場税の特別徴収 義務者としての登録) 第 225 条 (産業廃棄物処分場税の納税義務 者としての登録)	中部県税事務所

# 産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令チェックシート

法律名	関係条文(必要手続き等)	手続き 必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
国土利用計画法	第 23 条(権利の移転等の届出)	2212713711		
都市計画法	第 29 条(開発行為許可申請)			
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)			
建築基準法	   第 6 条 (建築確認申請)   第 51 条 (ただし書き許可申請)			
農地法	第4条(転用許可申請・届出)			
	第5条(転用目的での権利移動の許可申 請・届出)			
農業振興地域の整備 に関する法律	第 13 条 (農業振興地域整備計画の変更) 第 15 条の 2 (開発行為の許可申請)			
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)			
	第8条 (海岸保全区域の開発行為の許可申請)			
港湾法	第 37 条 (港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)			
	第 38 条の 2 (臨港地区内における行為 の届出)			
道路法	第 32 条(道路の占用の許可申請)			
漁港漁場整備法	第 39 条(工作物建設等の許可)			
河川法	第 24 条 (河川区域の占有許可申請)			
	第 26 条 (河川区域の工作物の新築等の 許可申請)			
	第 27 条 (河川区域の土地の掘削等の許可申請)			
	第 57 条 (河川予定地における行為の許可申請)			
急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)			
地すべり等防止法	第 18 条 (地すべり防止区域における行 為の許可申請)			
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申請)			
採石法	第33条の5第2項(軽微な変更)			
森林法	第 10 条の 2(開発行為の許可)			
	第 27 条 (保安林の指定解除申請)			
	第 34 条 (保安林における立木伐採の許可申請)			
土地改良法施行令	第 59 条 (他目的への使用等承認申請)			
土地区画整理法	第 76 条 (土地区画整理事業施行地域内 における行為の許可申請)			

法律名	関係条文(必要手続き等)	手続き 必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
文化財保護法	第 93 条 (周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)			
	第 125 条(現状変更等の許可申請)			
自然公園法	第 20 条の 3 (特別地域における行為の 許可申請)			
自然環境保全法	第33条(普通地域における行為の届出) 第25条(特別地区における行為の許可			
	申請)			
	第 27 条 (海中特別地区における行為の 許可申請)			
	第 28 条 (普通地区における行為の届出)			
都市公園法	第6条(都市公園の占用の許可申請)			
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第 29 条 (特別保護地区における行為の 許可申請)			
消防法	第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)			
	第9条の4(指定可燃物の届出)			
	第 11 条(危険物貯蔵所等の設置許可申 請)			
火災予防条例	条例に定める届出等			
国有財産法	第8条 (国有財産の引継: 国有財産の用 途廃止申請)			
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2(高圧ガスの貯蔵 の許可申請・届出)			
電気事業法	第 53 条(自家用電気工作物の使用の開始の届出)			
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設の設置の届出)			
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出)			
土壤汚染対策法	第4条(一定の規模以上の土地の形質の 変更の届出)			
騒音規制法	第6条 (特定施設の設置の届出)			
振動規制法	第6条(特定施設の設置の届出)			
ダイオキシン類対策 特別措置法	第12条(特定施設の設置の届出)			
下水道法	第 11 条の 2(使用の開始等の届出)			
	第12条の3 (特定施設の設置等の届出)			
景観法	第 16 条(行為着手前の届出)			
鳥取県税条例	第 221 条 (産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録)			
	第 225 条 (産業廃棄物処分場税の納税義 務者としての登録)			

# 債務超過とは

「債務超過」とは、「債務(負債)の総額が資産の総額を上回る状態となっていること」をいいます。 決算書では、貸借対照表の「純資産の部の合計がマイナスになる」という状態になります。

# 【貸借対照表のイメージ】

		I	
流動資産		流動負債	
固定資産		固定負債	
		負債の部合計 ****	**
		資本金	
		純資産の部合計 ▲****	**
資産の部合計	****	負債・純資産の部 ****	**

ここがマイナスとなる

債務超過だからすぐに倒産するという訳ではありませんが、赤字(欠損)が累積している結果であることから、債 務超過の状態が続くことは経営的に不安定でかなり悪化している状態であると言えます。

また、全ての資産を処分しても、債務を全て返済できない恐れが高いことから、新規の融資等は受け難くなります。

## ○ 債務超過の解消には、一般的に次の方法があります。

①利益を積み上げる	営業や資産処分などの利益により、資本のマイナス要因になっている累積赤字	
	を解消させる	
②自己資本を増やす	増資や債務の株式化などにより、資本金を欠損金額以上にする	
③債務の免除を受ける		